

第4章 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の構築

- ◆ 福祉課内に、行動計画推進担当を選任し、関係所管課との連絡・調整・情報の収集等を務めます。
- ◆ 福祉課を中心に、関係所管課の協力体制をより一層強化し、全庁的な取り組みを図ります。

2. 関係機関・団体等との連携

- ◆ 児童相談所、健康福祉センター、保育・教育関係機関、医療機関、警察等との連携・協力関係をより一層強化し、多岐にわたる支援策を総合的に推進します。

3. 民間、住民との連携

- ◆ 民間企業等との連携を強化し、就労環境の改善やその他の施策の推進への協力関係を築きます。
- ◆ 子育てにかかわる住民団体・組織及び一般住民と協働し、地域全体で、すべての子どもや子育て家庭に対する支援を推進します。

4. 国、県との連携

- ◆ 国、県との緊密な連携を図り、国や県の施策の導入等により、円滑な推進を図ります。

【 計画の推進体制図 】

